

令和4年度 事業報告書

事業名	新たなごみ処理制度に係る周知啓発	新規・継続区分	継続
事項名	新たなごみ処理制度に係る周知啓発	開始年度	平成31年度
担当部署	広島市環境局環境政策課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

- 本市では、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、令和6年度の埋立量を約3割削減（基準：平成25年度）の40,000tとすることを目標に掲げており、埋立量を削減するためには、現在、そのほとんどが埋め立てられている小型家電のリサイクルを推進することが重要である。
- 小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用な資源が含まれており、使用済小型家電について、国の認定を受けたリサイクル事業者（認定事業者）が、貴金属やレアメタルなどの有用金属、プラスチックなどのリサイクルを行うことにより、循環型社会の形成に資するとともに、埋立量の削減を図ることができる。
- 現在、本市では事業者による直接回収やイベント回収（各区のイベント会場における回収）等により、小型家電を回収している。
- しかし、平成29年度に本市が実施した小型家電リサイクル促進事業（事業者によるボックス回収の支援及びイベント回収）で回収した小型家電は、市民一人当たり年間0.010kg（総量12.3t）と、国の基本方針に示されている回収量の目標である国民一人当たり年間約1kg（総量1.4万t）を大きく下回っている。
- また、本市が平成29年度にボックス回収及びイベント回収の利用者を対象として実施したアンケートによると、小型家電リサイクルを「知っていた」と回答した市民は38.0%であった。
- これらのことから、まず、小型家電リサイクルについての周知啓発を行い、市民意識の向上を図ることで、回収量の増加につなげる。

【目標】

令和4年度の市民へのアンケート調査にて、小型家電リサイクルを「知っていた」と回答した市民の割合を、50.0%にする。

2. 概要

小型家電リサイクルの推進のため、小型家電リサイクルに係る周知啓発を行うことで、回収量の増加につなげる。

3. 根拠法令等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

4. 実施内容等

周知啓発

- (1) 小学生を対象とした啓発用品の作成、配布
対象：環境学習（ごみに係る部分）の対象学年である小学校4年生
内容：小型家電リサイクルに関する学習内容を記載した（ア）A4クリアファイルと（イ）学習用リーフレット
枚数：（ア）（イ）ともに11,750枚
- (2) 新聞への広告掲載
中国新聞（広島版）全4段 年1回

アンケート結果

令和4年度の市民へのアンケート調査において、小型家電リサイクルを「知っている」と回答した人の割合は48.3%であった。